

別紙

公開概要書

受付日	令和6年5月21日	回答日	令和6年6月6日	担当課	福祉総務課
意見等の内容	<p>母は、益田市内の施設に入所している。</p> <p>昨年8月に支援金3万円が支給され特に問題なく母の通帳に振り込まれた。</p> <p>12月に価格高騰緊急支援交付金として、非課税世帯に7万円の支給が決まり（私の現在住んでいる）神戸市では、特に何も書類を書くこともなく給付金が振り込まれ、益田市も同じように振り込まれると思っていた。</p> <p>母が施設に入所しているため郵便物をまとめて送っていただいている。</p> <p>先週届いた郵便物の中に1月に出された給付金の書類が入っていて、期限が切れていることが分かった。今更遅いとは思いますが母に支給されるはずの国からの給付金なので出していただくことは出来ないか。</p>				
回答の内容	<p>国の通知では、価格高騰緊急支援給付金（以下「給付金」とします。）の給付に関する対応については、自治体の判断により行うとされており、お示しいただいた神戸市では、本市と異なるプッシュ型（直接給付）の対応がされているものと思われる。本市では、対象となる可能性のある方へまず関係書類を送付し、支給のために必要な事項に誤りがないか確認いただいたのち、その書類（以下「確認書」とします。）を本市に返送いただくことにより受給対象者であることを確定させ、給付を行っております。</p> <p>本市において今回の給付を進めるにあたり、ご指摘のように令和6年3月29日を提出期限と定め、期限までに提出がないものについては、受給を辞退したものとみなすこととしておりました。</p> <p>お母様の給付に関し、何らかの配慮ができないかという点についてですが、昨年8月の価格高騰緊急支援給付金給付の際には、期限までに手続が行われていること、また、今回に給付金の給付については、通知文書発送から確認書の提出期限まで相当の期間を設けていることから、特別な配慮をすることは困難であると判断します。</p> <p>しかしながら、施設に入所されておられる方への通知については、手続等を担っておられるご家族様への情報提供のあり方に課題があることが明らかになったことから、手続を求める通知文書を発送する際には、施設側へ重要な文書であることを別途お伝えするとともに、送付する封筒にも期限までに手続が必要であることを明記するなど何らかの改善を図ってまいります。</p>				